

はじめに

平成 16 年 9 月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が施行されました。

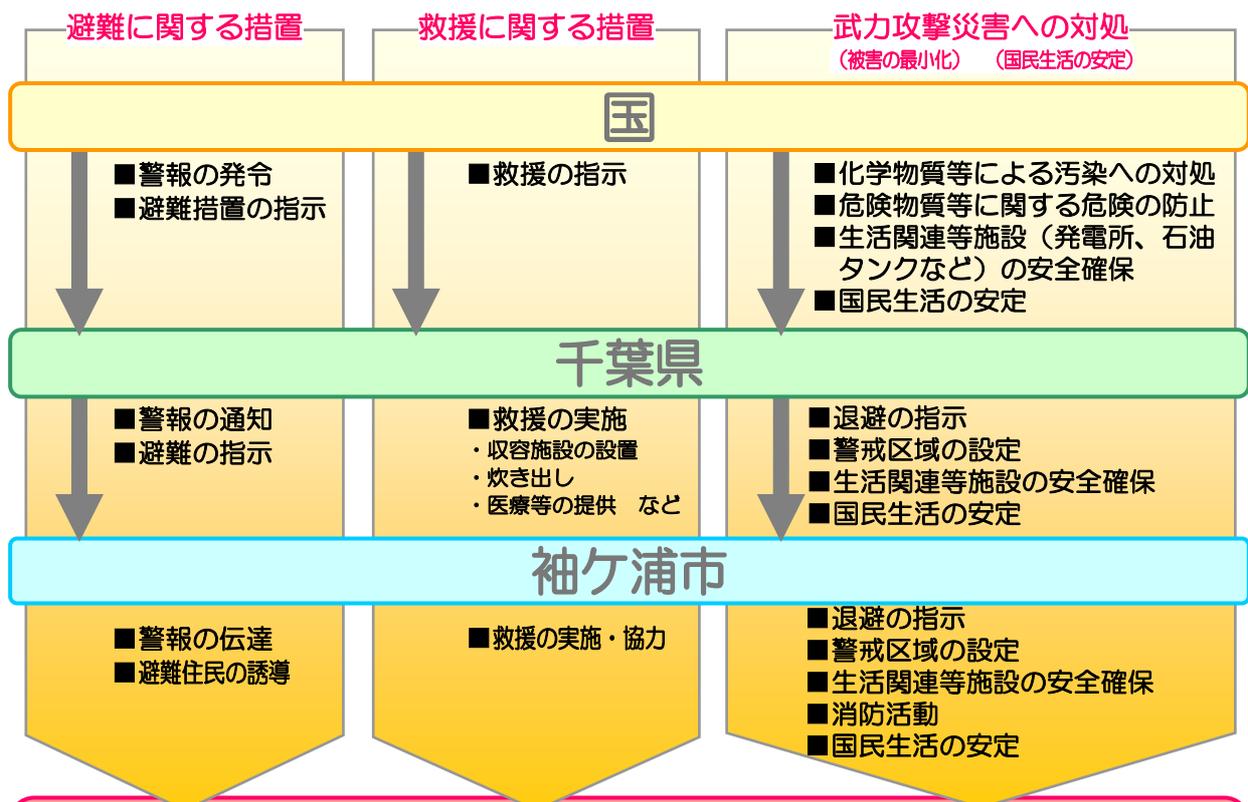
国民保護法は、武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう、国や都道府県、市町村等の役割などについて定めています。

袖ヶ浦市では、この法律に基づき、万が一、武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、国や千葉県、袖ヶ浦市等が連携協力して、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、「袖ヶ浦市国民保護計画」を平成 19 年 1 月に策定しました。

このパンフレットは、「国民保護とは何か」、武力攻撃や大規模テロ等に際して、「みなさまがどのように行動すればよいか」などについて、とりまとめたものです。

国民保護とは

武力攻撃や大規模テロ等からみなさまの生命、身体、財産を守るため、国、県、市等は、協力して「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」などの措置を行います。



住民のみなさま

住民のみなさまには、避難誘導や救援、負傷者の搬送などの際に、ご協力いただく場合があります。

指定公共機関

- 放送事業者による警報等の放送
- 運送事業者による避難住民・緊急物資の運送

指定地方公共機関

- 日本赤十字社による救援の協力
- 電気・ガス等の安定的な供給

指定公共機関：日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公益的事業を営む法人で国が指定
指定地方公共機関：県内において、ガス、輸送、医療、放送その他の公益的事業を営む法人で県知事が指定